

森林整備の合理化のための金融措置要領

[平成6年8月15日6林野企第126号林野庁長官通知]

最終改正 令和6年3月29日付け5林政企第91号

株式会社日本政策金融公庫等が既存の公庫資金と無利子資金である「森林整備活性化資金」との併用貸付けにより低利融資を行うほか、林道の整備等を行う者に対して公庫資金の利率の低減を行うことについては、森林整備の合理化のための金融措置要綱（平成6年8月15日付け6林野企第125号農林水産事務次官依命通知）が制定されたところであるが、その細部の取扱いに当たっては、下記事項に留意の上、遺憾のないようにされたい。

記

第1 運用に当たっての基本的事項

森林整備の合理化のための金融措置要綱（平成6年8月15日付け6林野企第125号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定める森林整備の合理化のための金融措置の運用に当たっては、森林・林業基本計画、全国森林計画、地域森林計画、高性能林業機械化促進基本方針その他の諸施策との関連に十分留意するものとする。

第2 森林整備の合理化のための金融措置

1 森林整備合理化計画の認定の申請の手続

森林整備合理化計画の認定の申請は、当該森林整備合理化計画を単独で作成する場合にあっては別記様式1、共同で作成する場合にあっては別記様式2により申請書1通及びその写し2通を、当該森林整備合理化計画の対象とする森林（以下「計画対象森林」という。）の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

2 森林整備合理化計画の認定に当たり留意すべき事項

要綱第2の2の規定の運用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 森林整備合理化計画は、原則として市町村の区域を単位として作成するものとするが、次に掲げる場合には、複数の市町村にまたがって計画することができるものとする。

ア 地形等の自然的条件、林道等の整備状況、森林施業を受託する者（以下「施業受託者」という。）の事業の実施状況等からみて一体的かつ計画的に森林施業を実施し得ると認められる場合

イ 施業受託者が、いわゆる広域合併森林組合である場合等隣接する市町村において

同一の者である場合

- (2) (1)のイに該当する場合には、計画対象森林の面積が、おおむね 500 ヘクタールに当該計画対象森林の所在する市町村の数を乗じて得られる面積よりも大きいこと。
- (3) 森林整備合理化計画を共同で作成する場合には、当該森林整備合理化計画が、二以上の林業を営む者であって当該森林に係る森林施業を委託して実施するもの（以下「施業委託者」という。）が施業受託者と共同して作成したものであること。ただし、計画対象森林が所在する市町村の区域における造林又は林道の改良、造成若しくは復旧のために、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。）から林業基盤整備資金（株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号。以下「公庫法」という。）別表第 1 第 8 号の下欄のロ若しくはルに掲げる資金又は沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和 47 年政令第 186 号。以下「沖縄政令」という。）第 2 条第 1 号のロ若しくはルに掲げる資金をいう。以下同じ。）を借り受けようとする場合に当該借受けに係る者が一しか存しないため、施業委託者を二以上として森林整備合理化計画を作成することが著しく困難であると認められるときは、計画対象森林が二以上の造林地所有者又は育林地所有者との分収林契約に係るものである場合に限り、当該分収林契約における造林者若しくは育林者又は造林費負担者若しくは育林費負担者が施業受託者と共同して森林整備合理化計画を作成することができるものとする。
- (4) 一の施業委託者（地方公共団体及び生産森林組合は除く。なお、分収林契約に係る森林にあっては、一の造林地所有者又は育林地所有者とする。）が所有する森林の面積が計画対象森林の面積の過半を占めていないこと。

3 森林整備合理化計画の変更

- (1) 要綱第 2 の 3 の(1)の森林整備合理化計画についての「重要な変更」とは、次に掲げる変更をいうものとする。
- ア 計画対象森林の変更
 - イ 森林整備の合理化に関する基本方針の変更
 - ウ 受委託により行う森林施業の種別
 - エ 森林整備活性化資金（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号。以下「暫定措置法」という。）第 6 条第 2 項の協定に係る資金をいう。以下同じ。）、林業基盤整備資金、林業経営安定資金（林業経営維持－施業転換）（暫定措置法第 5 条第 2 項に規定する資金であって、平成 19 年度までに借入したものに限る。以下同じ。）又は農林漁業施設資金（公庫法別表第 1 第 8 号の下欄のネに掲げる資金（林業者の共同利用に供するものに限る。）若しくは同号の下欄のナに掲げる資金（平成 20 年 9 月 30 日財務省・農林水産省告示第 36 号（株式会社日本政策金融公庫法別表第 1 第 8 号の下欄に掲げる資金を指

定する等の件) 第 10 号の 1 又は 2 に掲げるものであって、同号の 1 の (3) に掲げる施設に係るものに限る。) 又は沖縄政令第 2 条第 1 号のツに掲げる資金 (林業者の共同利用に供するものに限る。) 若しくは同号ネに掲げる資金 (昭和 47 年 8 月 1 日総理府・大蔵省告示第 4 号 (沖縄振興開発金融公庫法施行令第 2 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件) 第 10 号の 1 又は 2 に掲げるものであって、同号の 1 のハに掲げる施設に係るものに限る。) であって、令和 5 年度までに借入したものに限り。) を利用して行う事業に係る事業費総額の 3 割以上の変更

(2) 森林整備合理化計画の変更の認定の申請は、当該認定に係る森林整備合理化計画を単独で作成した場合にあっては別記様式 3、共同で作成した場合にあっては別記様式 4 により申請書 1 通及びその写し 2 通を、計画対象森林の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

4 森林整備合理化計画の認定等の通知

(1) 都道府県知事は、森林整備合理化計画を認定したときは、別記様式 5 によりその旨を申請者に通知するとともに、別記様式 6 により公庫及び独立行政法人農林漁業信用基金 (以下「信用基金」という。) に通知するものとする。

(2) 都道府県知事は、森林整備合理化計画の変更の認定をしたときは、別記様式 5 によりその旨を申請者に通知するとともに、任意の様式により公庫及び信用基金に通知するものとする。

(3) 都道府県知事は、森林整備合理化計画の認定の取消しをしたときは、任意の様式によりその旨を申請者、公庫及び信用基金に通知するものとする。

(4) 都道府県知事は、森林整備合理化計画の認定 (変更の認定を含む。) をしないことを決定したときは、任意の様式によりその旨を申請者に通知するものとする。

5 森林整備合理化計画の実施に当たっての留意事項

要綱第 2 の 1 の (2) の認定を受けた者は、森林整備合理化計画の実施期間中、毎年度、都道府県知事の定める様式による林業労働者の確保及び育成に関する計画並びに木材の安定的な生産及び供給に関する計画についての実施状況報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

6 公庫からの森林整備活性化資金の貸付けに当たっての留意事項

(1) 要綱第 2 の 5 の (1) のイの都道府県からの「財政上の支援」とは、次のいずれかによるものとする。

ア 利子助成補助金による方法

(ア) 森林整備活性化資金と併せて貸し付けられる林業基盤整備資金 (造林) 若しくは林業基盤整備資金 (利用間伐等推進) (公庫法別表第 1 第 8 号の下欄のりに掲げる資金又は沖縄政令第 2 条第 1 号のりに掲げる資金をいう。) 又は林業経営

安定資金（林業経営維持－施業転換）（以下「林業基盤整備資金（造林）等」という。）の借入残高について、次の a 又は b に掲げる支援の区分に応じ、当該 a 又は b に定める割合以上の割合で計算した額に相当する利子助成補助金を森林整備活性化資金の約定償還期間中交付する。

a 森林整備合理化計画に従って講じる措置に係る財政上の支援 年 0.8 パーセント（ただし、利子助成の対象となる林業基盤整備資金（造林）等の貸付けの利率が年 0.8 パーセントを下回る場合は、当該林業基盤整備資金（造林）等の貸付けの利率）

b 森林経営計画に従って講じる措置に係る財政上の支援 年 0.4 パーセント（ただし、利子助成の対象となる林業基盤整備資金（造林）等の貸付けの利率が年 0.4 パーセントを下回る場合は、当該林業基盤整備資金（造林）等の貸付けの利率）

(イ) 要綱第 2 の 1 の (2) の特別の森林整備合理化計画の認定を受け、森林整備活性化資金の特例の適用を受ける場合にあつては、森林整備活性化資金と併せて貸し付けられる林業基盤整備資金（造林）等の借入残高について、年 1.3 パーセント（ただし、利子助成の対象となる林業基盤整備資金（造林）等の貸付けの利率が年 1.3 パーセントを下回る場合は、当該林業基盤整備資金（造林）等の貸付けの利率）以上の割合で計算した額に相当する利子助成補助金を森林整備活性化資金の約定償還期間中交付する。

(ウ) 要綱第 2 の 1 の (2) の特別の森林整備合理化計画について、対象森林面積がおおむね 2,000 ヘクタール以上である場合であつて、分収林契約適正化事業実施要領（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 林整整第 337 号林野庁長官通知）の第 3 の 1 に規定する非皆伐施業推進計画に位置付けられた森林において森林整備活性化資金の特例の適用を受けるときは、森林整備活性化資金と併せて貸し付けられる林業基盤整備資金（造林）等の借入残高について、年 1.6 パーセント（ただし、利子助成の対象となる林業基盤整備資金（造林）等の貸付けの利率が年 1.6 パーセントを下回る場合は、当該林業基盤整備資金（造林）等の貸付けの利率）以上の割合で計算した額に相当する利子助成補助金を森林整備活性化資金の約定償還期間中交付する。

なお、(ア)から(ウ)までによる場合、林業基盤整備資金（造林）等の償還期限（据置期間）が森林整備活性化資金の償還期限（据置期間）より長い場合は、森林整備活性化資金と同様の償還条件で償還がなされるものとみなし、かつ、利子助成の対象とする当該資金の借入残高は森林整備活性化資金の借入残高の 2.5 倍（(イ)の森林整備活性化資金の特例の適用を受ける場合にあつては、当該森林整備活性化資金の借入残高と同額、(ウ)の森林整備活性化資金の特例の適用を受ける場合にあつ

ては、当該森林整備活性化資金の借入残高の3分の2倍)を限度として利子助成補助金を算出することができるものとする。

イ 補助金の補助率の上乗せによる方法

森林整備合理化計画に従って講じる措置に係る森林整備活性化資金の貸付時に、当該資金の貸付対象事業である造林補助事業の補助率を10分の0.3以上上乗せする。

ウ 利子助成以外の補助金による方法

森林整備活性化資金の貸付時に、利子助成補助金以外の補助金(当該資金の貸付対象事業である造林補助事業の補助残事業費の14分の1(森林整備合理化計画に従って講じる措置に係る財政上の支援にあつては7分の1)に相当する額以上のものに限る。)を交付する。

- (2) 要綱第2の5の(1)により公庫が森林整備活性化資金を貸し付けようとするときは、8の(1)に定める財政上の支援措置に関する都道府県の要綱等を確認するものとする。

7 森林整備活性化資金の融資対象事業

- (1) 要綱第2の5の(2)のアの「計画的・組織的な森林整備を促進する造林補助事業」とは、森林環境保全整備事業実施要綱(平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知)に基づく森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業、美しい森林づくり基盤整備交付金実施要綱(平成20年8月4日付け20林整整第430号農林水産事務次官依命通知)に基づく美しい森林づくり基盤整備交付金の対象事業並びに農山漁村地域整備交付金交付要綱(平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知)に基づく農業用水保全の森づくり事業及び漁場保全の森づくり事業とする。
- (2) 要綱第2の5の(2)のイの「単層林を複層林に転換するために行う造林についての措置」とは、択伐を繰り返しつつ、樹下植栽等を行う造林の措置とする。

8 森林整備活性化資金の借受者に対する都道府県からの支援

- (1) 森林整備活性化資金は、林業を取り巻く厳しい状況に国と都道府県が協力して対処するという趣旨から、都道府県においても当該資金の貸付けを受けようとする者に対して財政上の支援を行うことが適切とされ、このため、森林整備活性化資金は、森林整備合理化計画に係る造林事業及び複層林施業又は長伐期施業への施業の転換(平成19年度までに借入した資金に限る。)について、原則として森林整備活性化資金の貸付期間中、都道府県から財政上の支援が行われる者に対して貸付けが行われることとされたところである。また、この都道府県からの財政上の支援に必要な経費については、6の(1)のアに定める方法により行われるものとして、地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなる。

このようなことから、都道府県がその要綱等において支援対象者、支援内容等を明定し、森林整備活性化資金の借受者に対して6の(1)に定めるいずれかの支援を行うことを期待するものである。

- (2) 都道府県知事は、(1)の支援が行われることが決定されたときは、任意の様式によりその旨を森林整備活性化資金の貸付けを受ける者に通知するとともに、別記様式7により公庫に通知するものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の21世紀型先進林業地総合整備資金制度の運用について(平成6年8月15日6林野企第126号林野庁長官通知)に基づいて株式会社日本政策金融公庫から貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

別記様式1

森林整備合理化計画認定申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇都（道府県）知事殿

申請者 住 所
氏 名 （ 法人にあっては、
名称及び代表者氏名 ）

森林整備の合理化のための金融措置要綱（平成6年8月15日付け6林野企第125号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(1)の規定に基づき、別添の森林整備合理化計画について認定を申請します。

森林整備合理化計画書

(始期 ○○年○○月○○日)
 (終期 ○○年○○月○○日)

1 森林整備合理化計画の対象とする森林の区域

(1) 林業経営改善計画と区域が

- ① 同じ ② 異なる

(2) (1)で「②異なる」と回答した場合に記入

森林の所在場所				森林所有者名	森林の現況					備考
都道府県	市町村	字(大字)	地番		面積(ha)	人工林 天然林別	樹種及び 林相	林齢	摘要	
計										

2 森林整備を合理化するためにとるべき措置

(1) 森林整備の合理化に関する基本方針

(2) 年度別事業計画

i 林業経営改善計画と区域が

- ① 同じ ② 異なる

ii iで「②異なる」と回答した場合に次のア及びイを記入

ア 伐採及び造林計画

事業区分		現行事業量	実行計画量	
			年度	年度
伐採	人工林	m ³		
	天然林	m ³		
造林	植栽	ha		
	下刈	ha		
	間伐	ha		
	付帯施設			

イ 林道及び作業路整備計画

区分	名称	工種	開設・改良計画 (m)			
			年度	年度	年度	年度
林道						
作業路	計画期間の総量 m					
計画対象森林の区域内の林内路網密度 (公道を含む。)	現況 (A) m/ha	計画期間終了時 (B) m/ha	(B)/(A)			%

3 2の措置を実施するために必要な資金の額及び調達方法

(単位：千円)

年度	事業	補助金	公庫からの借入金		公庫以外からの借入金	自己資金	その他資金	計
				うち、森林整備活性化資金				
	造林 (複層林転換)							
	利用間伐等							
	林道							
	機械導入							
	計							
	造林 (複層林転換)							
総計	造林 (複層林転換)							
	利用間伐等							
	林道							
	機械導入							
	計							

4 その他必要な事項

森林整備合理化計画記載上の留意事項等

事 項	記載上の留意事項等
<p>1 森林整備合理化計画の対象とする森林の区域</p> <p>① 森林の所在場所</p> <p>② 森林所有者名</p> <p>③ 森林の現況</p> <p>④ 備考</p>	<p>林業経営改善計画と計画対象森林の区域が同じ場合は、(1)で「① 同じ」に○をつけて、林業経営改善計画書の写しを添付する。「② 異なる」とした場合は、以下の事項に留意し、(2)の表に記載する。</p> <p>森林の所在場所の記載は、同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況ごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを地番の欄に併記する。</p> <p>(区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる。)</p> <p>分収林契約に係る森林にあつては、当該分収林の造林地所有者又は育林地所有者の氏名を () を付して記載する。</p> <p>1 面積の記載は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位を四捨五入する。</p> <p>2 樹種及び林相の欄には、スギ、ヒノキ、カラマツ、クヌギ等の樹種を記載するとともに、針葉樹林にあつては(針)と、広葉樹林にあつては(広)と、混交林にあつては(混)と、竹林にあつては(竹)と、未立木地にあつては(未)と、伐採跡地にあつては(跡)と、湿地、風衝地等の更新困難地にあつては(困)と記載する。</p> <p>3 林齢は、更新年度を第1年として計算するものとする。年齢の異なる立木が混在する森林のうち複層林等で、林齢の区分が明確な森林にあつては、上層木、下層木等に区分して、層ごとに樹種又は林相、林齢及び立木材積を記載する。林齢の区分が明確でない森林については、林齢はその異なる立木の年齢の平均値とし、併せてその異なる年齢の範囲を併記する。</p> <p>4 摘要欄には、地域森林計画において立木の伐採方法を特定されている森林、防風林等農地又は林地の保護のための森林、試験林等その他施業上特殊な取扱いをする森林についてその旨を記載する。</p> <p>分収林契約に係る森林にあつては、当該分収林の造林者又は育林者及び造林費負担者又は育林費負担者の氏名を記載する。</p>

事 項	記載上の留意事項等
<p>2 森林整備を合理化するためにとるべき措置</p> <p>(1) 森林整備の合理化に関する基本方針</p> <p>(2) 年度別事業計画</p> <p>ア 伐採及び造林計画</p> <p>イ 林道及び作業路整備計画</p> <p>3 2の措置を実施するために必要な資金の額及び調達方法</p> <p>4 その他必要な事項</p>	<p>複層林施業に転換するための考え方について記載する。</p> <p>林業経営改善計画と計画対象森林の区域が同じ場合は、iで「① 同じ」に○をつけて、林業経営改善計画書の写しを添付する。「② 異なる」とした場合は、以下の事項に留意し、iiのア及びイの表に記載する。</p> <p>現行事業量は、過去3年間の年平均値を記載することとし、記載に当たっては、伐採にあつては立方メートルを、造林にあつてはヘクタールを、それぞれ単位として、小数第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>なお、造林の付帯施設については、種目ごとに刈払機、休憩施設等と記載し、単位は適宜、台、棟等と記載する。</p> <p>1 名称欄には、○○沢林道等当該路線名を記載する。</p> <p>2 工種欄には、開設・改良の別を記載する。</p> <p>3 林道欄は、路線ごとに記載するものとし、その事業期間を開設・改良計画欄に矢印等で示し、当該矢印に事業期間内の事業総量をメートル単位で記載する。</p> <p>1 その他資金欄には、県単独事業の補助金、市町村単独の補助金等が交付される場合に記載する。</p> <p>2 事業欄の「造林（複層林転換）」とは、要綱第2の5の(2)のイに規定する「単層林を複層林に転換するために行う造林についての措置」をいう。</p> <p>3 事業欄の「利用間伐等」とは、林業基盤整備資金（利用間伐等推進）のうち、利用間伐又は育成複層林等への誘導を目的とした更新伐に必要な資金部分をいう。</p> <p>林業経営改善計画の認定状況のほか、機械の共同購入、共同出荷の取組等地域での活動などについて特に記載すべき事項を記載する。</p>

別記様式 2

森林整備合理化計画認定申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇都（道府県）知事殿

施業委託者 住 所
氏 名 （ 法人にあっては、
名称及び代表者氏名 ）

住 所
氏 名 （ 法人にあっては、
名称及び代表者氏名 ）

施業受託者 住 所
氏 名 （ 法人にあっては、
名称及び代表者氏名 ）

住 所
氏 名 （ 法人にあっては、
名称及び代表者氏名 ）

森林整備の合理化のための金融措置要綱（平成 6 年 8 月 15 日付け 6 林野企第 125 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 の(1)（第 2 の 1 の(2)）の規定に基づき、別添の森林整備合理化計画について認定を申請します。

※ 施業受託者が複数の場合は、任意の様式で別紙として記載可能

森林整備合理化計画書

(始期 ○○年○○月○○日)
(終期 ○○年○○月○○日)

1 森林整備合理化計画の対象とする森林の区域

(1) 林業経営改善計画と区域が

- ① 同じ ② 異なる

(2) (1)で「②異なる」と回答した場合に記入

森林の所在場所				森林所有者名	森林の現況					備考
都道府県	市町村	字(大字)	地番		面積(ha)	人工林 天然林別	樹種及び 林相	林齢	摘要	
計										

2 森林整備を合理化するためにとるべき措置

(1) 森林整備の合理化に関する基本方針

(2) 年度別事業計画

i 林業経営改善計画と区域が

- ① 同じ ② 異なる

ii iで「②異なる」と回答した場合に次のア及びイを記入

ア 伐採及び造林計画

施業委託者	事業区分		現行事業量	実行計画量			
				年度	うち、委託分	年度	うち、委託分
	伐採	人工林	m ³				
		天然林	m ³				
	造林	植栽	ha				
		下刈	ha				
		間伐	ha				
		付帯施設					
	伐採	人工林	m ³				
		天然林	m ³				

イ 林道及び作業路整備計画

施業委託者	区 分	名 称	工 種	開設・改良計画 (m)			
				年度	年度	年度	年度
	林 道						
	作業路	計画期間の総量 m					
	林 道						
	作業路	計画期間の総量 m					
計画対象森林の区域内の林内路網密度(公道を含む。)		現況 (A) m/ha	計画期間終了時 (B) m/ha	(B)/(A)			%

ウ 高性能林業機械等導入計画

- ・フェラーバンチャ ・ハーベスタ ・プロセッサ ・スキッダ
- ・フォワーダ ・タワーヤーダ ・スイングヤーダ ・その他 ()

(3) 林業労働者の確保及び育成に関する計画

ア 林業労働者の確保のために講ずる措置

イ 林業労働者の育成のために講ずる措置

(4) 木材の安定的な生産及び供給に関する計画

3 2の措置を実施するために必要な資金の額及び調達方法

(単位：千円)

年度	申請者	事業	補助金	公庫から	うち、森 林整備活 性化資金	公庫以外 からの借 入金	自己資金	その他 資金	計	
				の借入金						
		造林(計画的・組織的な森林整備)								
		造林(複層林転換)								
		利用間伐等								
		林道								
		機械導入								
		計								
	~~~~~									
	合 計		造林(計画的・組織的な森林整備)							
			造林(複層林転換)							
			利用間伐等							
			林道							
			機械導入							
計										
~~~~~										
総 計		造林(計画的・組織的な森林整備)								
		造林(複層林転換)								
		利用間伐等								
		林道								
		機械導入								
		計								
	~~~~~									
	合 計		造林(計画的・組織的な森林整備)							
			造林(複層林転換)							
			利用間伐等							
			林道							
			機械導入							
計										

4 その他必要な事項

森林整備合理化計画記載上の留意事項等

事 項	記載上の留意事項等
<p>1 森林整備合理化計画の対象とする森林の区域</p> <p>① 森林の所在場所</p> <p>② 森林所有者名</p> <p>③ 森林の現況</p> <p>④ 備考</p>	<p>林業経営改善計画と計画対象森林の区域が同じ場合は、(1)で「① 同じ」に○をつけて、林業経営改善計画書の写しを添付する。「② 異なる」とした場合は、以下の事項に留意し、(2)の表に記載する。</p> <p>森林の所在場所の記載は、同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況ごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを地番の欄に併記する。</p> <p>(区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる。)</p> <p>分収林契約に係る森林にあつては、当該分収林の造林地所有者又は育林地所有者の氏名を ( ) を付して記載する。</p> <p>1 面積の記載は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位を四捨五入する。</p> <p>2 樹種及び林相の欄には、スギ、ヒノキ、カラマツ、クヌギ等の樹種を記載するとともに、針葉樹林にあつては(針)と、広葉樹林にあつては(広)と、混交林にあつては(混)と、竹林にあつては(竹)と、未立木地にあつては(未)と、伐採跡地にあつては(跡)と、湿地、風衝地等の更新困難地にあつては(困)と記載する。</p> <p>3 林齢は、更新年度を第1年として計算するものとする。年齢の異なる立木が混在する森林のうち複層林等で、林齢の区分が明確な森林にあつては、上層木、下層木等に区分して、層ごとに樹種又は林相、林齢及び立木材積を記載する。林齢の区分が明確でない森林については、林齢はその異なる立木の年齢の平均値とし、併せてその異なる年齢の範囲を併記する。</p> <p>4 摘要欄には、地域森林計画において立木の伐採方法を特定されている森林、防風林等農地又は林地の保護のための森林、試験林等その他施業上特殊な取扱いをする森林についてその旨を記載する。</p> <p>分収林契約に係る森林にあつては、当該分収林の造林者又は育林者及び造林費負担者又は育林費負担者の氏名を記載する。</p>



事 項	記載上の留意事項等
<p>2 森林整備を合理化するためにとるべき措置</p> <p>(1) 森林整備の合理化に関する基本方針</p> <p>(2) 年度別事業計画</p> <p>ア 伐採及び造林計画</p> <p>イ 林道及び作業路整備計画</p> <p>ウ 高性能林業機械等導入計画</p>	<p>森林施業の受委託の促進、機械化の推進、路網の計画的整備に関する考え方について記載する。</p> <p>(記載例)</p> <p>例1 造林事業は全て〇〇森林組合に委託して行う。</p> <p>例2 造林事業のうち、下刈作業は自家労働により行うものの、それ以外は〇〇森林組合に委託する。</p> <p>例3 間伐及び主伐を合理的に行うため、早急にタワーヤーダ及びプロセッサを導入する。</p> <p>例4 導入を予定しているタワーヤーダ及びプロセッサが効率的に稼働するよう、計画終了時までには公道を含めた林道密度を20m/haに高めるとともに、作業道を10m/ha整備する。</p> <p>林業経営改善計画と計画対象森林の区域が同じ場合は、iで「① 同じ」に○をつけて、林業経営改善計画書の写しを添付する。「② 異なる」とした場合は、以下の事項に留意し、iiのア及びイの表に記載する。</p> <p>現行事業量は、過去3年間の年平均値を記載することとし、記載に当たっては、伐採にあつては立方メートルを、造林にあつてはヘクタールを、それぞれ単位として、小数第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>なお、造林の付帯施設については、種目ごとに刈払機、休憩施設等と記載し、単位は適宜、台、棟等と記載する。</p> <p>1 名称欄には、〇〇沢林道等当該路線名を記載する。</p> <p>2 工種欄には、開設・改良の別を記載する。</p> <p>3 林道欄は、路線ごとに記載するものとし、その事業期間を開設・改良計画欄に矢印等で示し、当該矢印に事業期間内の事業総量をメートル単位で記載する。</p> <p>今後の導入計画のある高性能林業機械について、○で囲む。</p>

事 項	記載上の留意事項等
<p>(3) 林業労働者の確保及び育成に関する計画</p> <p>ア 林業労働者の確保のために講ずる措置</p> <p>イ 林業労働者の育成のために講ずる措置</p>	<p>事業の実施に必要な林業労働者数とその人員を確保するための手法、林業労働者の労働条件の改善等のための措置について記載する。</p> <p>(記載例)</p> <p>例1 林業労働者〇名(うち高性能林業機械のオペレーター〇名)をもって事業を実施することとし、退職による欠員を補充するため、公募により〇～〇年に新卒者を〇名採用する。</p> <p>例2 将来にわたり林業労働者を安定的に確保していくためには、雇用した者の定着を図ることが必要であることから、〇年を目途に退職金制度を導入する。</p> <p>林業労働者の技術の向上、高性能林業機械のオペレーターの養成等のための措置について記載する。</p> <p>(記載例)</p> <p>例1 労働安全の推進のための技術研修会を月〇回開催し、労働災害の防止についての意識・技術の向上に努める。</p> <p>例2 高性能林業機械の操作に関する研修を年間〇名受講させ、高性能林業機械のオペレーターの養成・充実を図る。</p>
<p>(4) 木材の安定的な生産及び供給に関する計画</p>	<p>(記載例)</p> <p>例 ヒノキについては地域が推進している産地銘柄化に協力することとし、地域の中核となる〇〇原木市場を中心に出荷する。また、スギの間伐材については、材価の動向を勘案し、〇〇原木市場、〇〇製材工場を中心に出荷する。</p>
<p>3 2の措置を実施するために必要な資金の額及び調達方法</p>	<p>1 その他資金欄には、県単独事業の補助金、市町村単独の補助金等が交付される場合に記載する。</p> <p>2 事業欄の「造林(計画的・組織的な森林整備)」とは、要綱第2の5の(2)のアに規定する「計画的・組織的な森林整備を促進する造林補助事業」を、「造林(複層林転換)」とは、要綱第2の5の(2)のイに規定する「単層林を複層林に転換するために行う造林についての措置」をそれぞれいう。</p> <p>3 事業欄の「利用間伐等」とは、林業基盤整備資金(利用間伐等推進)のうち、利用間伐又は育成複層林等への誘導を目的とした更新伐に必要な資金部分をいう。</p>
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>林業経営改善計画の認定状況のほか、特に記載すべき事項があれば記載する。</p>

別記様式3

森林整備合理化計画変更申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇都（道府県）知事殿

申請者 住 所  
氏 名 （ 法人にあつては、  
名称及び代表者氏名 ）

〇〇年〇〇月〇〇日付けで認定を受けた森林整備合理化計画について、下記のとおり変更したいので、森林整備の合理化のための金融措置要綱（平成6年8月15日付け6林野企第125号農林水産事務次官依命通知）第2の3の(1)の規定に基づき、認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容 別紙のとおり
- 2 変更の理由

別記様式 4

森林整備合理化計画変更申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇都（道府県）知事殿

施業委託者 住 所  
氏 名 ( 法人にあつては、  
名称及び代表者氏名 )

住 所  
氏 名 ( 法人にあつては、  
名称及び代表者氏名 )

施業受託者 住 所  
氏 名 ( 法人にあつては、  
名称及び代表者氏名 )

住 所  
氏 名 ( 法人にあつては、  
名称及び代表者氏名 )

〇〇年〇〇月〇〇日付けで認定を受けた森林整備合理化計画について、下記のとおり変更したいので、森林整備の合理化のための金融措置要綱（平成6年8月15日付け6林野企第125号農林水産事務次官依命通知）第2の3の(1)の規定に基づき、認定を申請します。

※ 施業受託者が複数の場合は、任意の様式で別紙として記載可能

記

- 1 変更事項の内容 別紙のとおり
- 2 変更の理由

別記様式 5

森林整備合理化計画認定書

認定番号

〇〇年〇〇月〇〇日

殿

〇〇都（道府県）知事 氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付けで認定申請のあった森林整備合理化計画については、森林整備の合理化のための金融措置要綱（平成 6 年 8 月 15 日付け 6 林野企第 125 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 2 の規定に基づき、適当であると認定する。

（記載注意）

- 1 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して、6-1 のように記載する。
- 2 変更後の認定番号については、当該森林整備合理化計画の変更回数と変更年度を、上記 1 の認定番号の次に（変 1-7）のように記載する。
- 3 変更の場合にあっては、表題の次に（変更）と記載する。

別記様式6

森林整備合理化計画認定通知書

番 号

〇〇年〇〇月〇〇日

殿

〇〇都（道府県）知事 氏名

森林整備の合理化のための金融措置要綱（平成6年8月15日付け6林野企第125号農林水産事務次官依命通知）第2の2の規定に基づく森林整備合理化計画の認定について、同要綱第2の4の規定に基づき、別紙のとおり通知する。

(別紙)

### 森林整備合理化計画認定一覧表

〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日認定分 (整理番号〇〇～〇〇)

〇〇都 (道府県)

整理 番号	申請者 氏名	認定 番号	借入金希望額 (千円)								備考
			林業基盤整備 資金 (造林)		林業基盤整備 資金 (利用間伐 等推進)		森林整備 活性化資金		林業基盤整備 資金 (林道)		
			年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	

(記載注意)

森林整備の合理化のための金融措置要綱（平成6年8月15日付け6林野企第125号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(2)の認定の場合は備考欄に「特別」（特に、特別の森林整備合理化計画について、計画対象森林面積がおおむね2,000ヘクタール以上である場合であって、分収林契約適正化事業実施要領（平成25年5月16日付け25林整整第337号林野庁長官通知）の第3の1に規定する非皆伐施業推進計画に位置付けられた森林において森林整備活性化資金の特例の適用を受けるときは、備考欄に「特別②」とする。）と、また、(1)の認定の場合は備考欄に「単独」とそれぞれ記載する。

別記様式7

森林整備活性化資金借受者に対する支援決定通知書

番 号

〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁  
(沖縄振興開発金融公庫理事長) 殿

〇〇都(道府県)知事 氏名

森林整備の合理化のための金融措置要綱(平成6年8月15日付け6林野企第125号農林水産事務次官依命通知)第2の6の(2)の規定に基づき、森林整備活性化資金借受者への支援措置について、別紙のとおり通知する。



(別紙)

森林整備活性化資金借受者への支援措置一覧表

〇〇都(道府県)

整理番号	申請者氏名	認定番号	森林整備 活性化資金 借入希望額	支援措置の内容	備考

(記載注意)

森林整備の合理化のための金融措置要綱(平成6年8月15日付け6林野企第125号農林水産事務次官依命通知)第2の1の(2)の認定の場合は備考欄に「特別」(特に、特別の森林整備合理化計画について、計画対象森林面積がおおむね2,000ヘクタール以上である場合であって、分収林契約適正化事業実施要領(平成25年5月16日付け25林整整第337号林野庁長官通知)の第3の1に規定する非皆伐施業推進計画に位置付けられた森林において森林整備活性化資金の特例の適用を受けるときは、備考欄に「特別②」とする。)と、また、(1)の認定の場合は備考欄に「単独」とそれぞれ記載する。